



宮 崎 県 公 報

令和元年7月11日(木曜日) 第20号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定(") 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の指定の辞退(") 1	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定(障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(") 2	
○林業用種苗生産事業者の登録(森林経営課) 2	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(2件) (水産政策課) 2	
○道路の区域の変更(3件) (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始(2件) (道路保全課) 3	
○道路の占用を制限する区域の指定(") 3	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 4	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出(5件) (農村整備課) 4	
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(水産政策課) 7	
○開発行為に関する工事の完了(建築住宅課) 10	
○入札公告(3件) 11	
病 院 局 公 告	
○入札公告(3件) 13	
雑 報	
○令和元年度行政書士試験の実施について 16	

告 示

宮崎県告示第157号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
大貫診療所	延岡市大貫町3丁目7番地1	令和元年5月31日
医療法人仁徳会渡辺病院	日向市大字平岩718番地	令和元年6月1日

宮崎県告示第158号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人仁徳会渡辺産婦人科	日向市大字平岩718番地	令和元年6月1日
医療法人あつきこころ大貫診療所	延岡市大貫町3丁目7番地1	令和元年6月1日
セントケア看護小規模緑ヶ丘	延岡市緑ヶ丘2丁目11番24号	令和元年6月17日

宮崎県告示第159号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者は、その指定を辞退した。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	辞退年月日
江藤光昭 (えとみ鍼灸整骨院)	児湯郡高鍋町大字北高鍋1396番地	令和元年6月30日

宮崎県告示第160号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ハラダ調剤薬局 鶴町店	日向市	薬局	令和元年7月1日

宮崎県告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ハラダ調剤薬局 鶴町店	日向市	薬局	令和元年7月1日
とまと薬局 日南店	日南市	薬局	令和元年7月1日
みやげ調剤薬局	西都市	薬局	令和元年7月1日
サンライズ薬局	宮崎市	薬局	令和元年7月1日

宮崎県告示第162号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1358	佐野 寿法 宮崎市田野町乙1 0702番地6	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	佐野 寿法 宮崎市田野町乙1 0702番地6

宮崎県告示第163号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年6月15日
発起人の住所及び氏名	児湯郡都農町 (有)一政水産 代表取締役 一政 健一

	児湯郡都農町 (有)清漁丸 代表取締役 山下 清
加入区の名 称	都農町加入区
区 域	都農町漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

宮崎県告示第164号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年6月17日
発起人の住所及び氏名	日向市 (有)神代丸水産 代表取締役 是澤 喜幸 日向市 (有)とべしま丸水産 代表取締役 児玉 才樹
加入区の名 称	日向市第一加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区
区 分	小型かつお漁業、大型定置漁業及び小型定置漁業

宮崎県告示第165号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年7月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	221号	えびの市大字大明司字	旧	11.0~ 12.4	86.4

			脇ノ下1178 番5地先か ら同市同大 字同字1180 番2地先ま で	新	11.6～ 13.6	86.4
--	--	--	--	---	---------------	------

宮崎県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年7月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡高鍋 町大字南高 鍋字内野々 8200番1地 先から同郡 同町同大字 同字8205番 地先まで	旧	27.1～ 30.3	20.9
				新	27.1～ 30.8	20.9

宮崎県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年7月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
312	県道	木城西 都線	児湯郡木城 町大字椎木 字鍋田5362 番1地先か ら同郡同町 同大字同字 5362番1地 先まで	旧	15.0～ 18.8	21.0
				新	23.9～ 27.3	21.0

宮崎県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年7月11日から同年同月25日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	221号	えびの市大 字大明司字 脇ノ下1178 番5地先か ら同市同大 字同字1180 番2地先ま で	令和元年7月11日

宮崎県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年7月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡美 郷町南郷水 清谷字赤木 1670番6地 先から同郡 同町南郷水 清谷同字16 67番5まで	令和元年7月11日

宮崎県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和元年7月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	221号	えびの市大字大明司字脇ノ下1178番5地先から同市同大字同字1180番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年7月26日

宮崎県告示第171号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 赤木地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡美郷町南郷水清谷字赤木1652番1
2	〃 〃 〃 〃 1634番2
3	〃 〃 〃 〃 1634番2
4	〃 〃 〃 〃 1639番
5	〃 〃 〃 〃 1667番5地先道路敷
6	〃 〃 〃 〃 1662番
7	〃 〃 〃 〃 1658番2
8	〃 〃 〃 〃 1649番

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、木脇土地改良区(国富町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	藪内逸雄	東諸県郡国富町大字木脇1016番地
理事	斎藤勇一	東諸県郡国富町大字木脇2994番地2
理事	高野恭司	宮崎市青葉町158-102番地
理事	齋藤美利	東諸県郡国富町大字木脇4917番地1

理事	井上雅之	東諸県郡国富町大字木脇4975番地
理事	重山孝之	東諸県郡国富町大字木脇1280番地
理事	橋本康行	東諸県郡国富町大字本庄1772番地
理事	藤田佳男	東諸県郡国富町大字木脇1469番地1
監事	重山武典	東諸県郡国富町大字木脇1070番地
監事	中山光一	東諸県郡国富町大字木脇1701番地

(任期:令和3年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	中本富治宣	東諸県郡国富町大字木脇2725番地
理事	初木清人	東諸県郡国富町大字木脇1242番地2
理事	中山光一	東諸県郡国富町大字木脇1701番地
理事	重山武典	東諸県郡国富町大字木脇1070番地
理事	高野芳海	東諸県郡国富町大字木脇1595番地2
理事	福永栄	東諸県郡国富町大字木脇1054番地
理事	野津手信介	東諸県郡国富町大字木脇3339番地
理事	渡辺健二	東諸県郡国富町大字木脇1224番地7
監事	木嶋孝行	東諸県郡国富町大字木脇1207番地
監事	中嶋孝	東諸県郡国富町大字木脇2760番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上方土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	市来洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理事	東田信一	えびの市大字上江157番地6

理 事	宮 崎 静 平	えびの市大字杉水流 198番地 5
理 事	松 元 丈 男	えびの市大字原田2605番地 1
理 事	奥 松 末 芳	えびの市大字原田1323番地ロ
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2
理 事	岩 元 浩 善	えびの市大字杉水流 599番地
理 事	大正水流 義則	えびの市大字坂元 624番地 2
理 事	原 田 文 吾	えびの市大字杉水流 2 番地
理 事	勘 場 孝 次	えびの市大字大河平1837番地
理 事	溝 口 幸 男	えびの市大字大河平1596番地 5
理 事	横 山 忠 史	えびの市大字原田2210番地
理 事	宮 原 暎 雄	えびの市大字原田1602番地17
監 事	宮 野 郁 二	えびの市大字杉水流 704番地
監 事	中 野 愛 博	えびの市大字原田3454番地
監 事	下 原 政 人	えびの市大字前田1100番地

(任期：令和3年4月6日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	市 来 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6
理 事	眞 方 繁 光	えびの市大字大河平1842番地
理 事	谷 口 道 春	えびの市大字大河平1565番地
理 事	宮 崎 静 平	えびの市大字杉水流 198番地 5
理 事	松 元 丈 男	えびの市大字原田2605番地 1
理 事	奥 松 末 芳	えびの市大字原田1323番地ロ
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2
理 事	岩 元 浩 善	えびの市大字杉水流 599番地
理 事	大平落 住 雄	えびの市大字原田2392番地

理 事	大正水流 義則	えびの市大字坂元 624番地 2
理 事	原 田 文 吾	えびの市大字杉水流 2 番地
理 事	石 坂 栄 次	えびの市大字原田1597番地
監 事	宮 野 郁 二	えびの市大字杉水流 704番地
監 事	朝 留 吉 秀	えびの市大字原田3614番地 3
監 事	朝 稲 義 則	えびの市大字原田2071番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、山田町土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	藤 森 征 男	都城市山田町山田3026
理 事	稲 元 秀 雄	都城市山田町山田3151
理 事	黒 島 邦 男	都城市山田町山田3308
理 事	村 岡 博 光	都城市山田町山田2978- 3
理 事	森 元 勝 弘	都城市山田町山田2677- 1
理 事	川 崎 和 廣	都城市山田町山田2174- 3
理 事	日 高 義 宗	都城市山田町山田2174- 8
理 事	日 高 義 裕	都城市山田町山田2171- 1
理 事	鬼 塚 良 明	都城市山田町山田1004- 1
監 事	山 内 久 義	都城市山田町山田2303
監 事	竹 下 孝 一	都城市山田町山田3045- 10
監 事	二 宮 正 勝	都城市山田町山田3109

(任期：令和5年4月26日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	藤 森 征 男	都城市山田町山田3026
理 事	島 田 孝 一	都城市山田町山田2397

理 事	福 満 鉄 雄	都城市山田町山田3307-3
理 事	川 崎 和 廣	都城市山田町山田2174-3
理 事	村 岡 博 光	都城市山田町山田2978-3
理 事	森 元 隆 美	都城市山田町山田2527-1
理 事	村 田 久 美	都城市山田町山田3556-15
理 事	森 山 富 雄	都城市山田町中霧島 555
理 事	日 高 義 裕	都城市山田町山田2171-1
監 事	日 高 義 隆	都城市山田町山田2299-1
監 事	竹 下 孝 一	都城市山田町山田3045-10
監 事	山 内 久 義	都城市山田町山田2303

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、田野町東地区土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 口 恒 男	宮崎市清武町大字今泉甲4678番地2
理 事	田 中 茂	宮崎市田野町甲5614番地5
理 事	川 添 正 行	宮崎市田野町甲2077番地1
理 事	前 田 秀 幸	宮崎市田野町甲6180番地
理 事	日 高 秀 親	宮崎市田野町甲7550番地1
理 事	古 瀬 拓	宮崎市田野町甲5029番地4
理 事	川 越 明 宏	宮崎市田野町甲4689番地イ号
監 事	長 友 文 孝	宮崎市清武町大字今泉甲4659番地
監 事	川 越 幸 弘	宮崎市田野町甲4335番地1
監 事	國 部 裕 明	宮崎市田野町甲5582番地

(任期：令和5年5月13日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 口 恒 男	宮崎市清武町大字今泉甲4678番地2
理 事	田 中 茂	宮崎市田野町甲5614番地5
理 事	川 添 幸 治	宮崎市田野町甲1596番地ロ号
理 事	前 田 秀 幸	宮崎市田野町甲6180番地
理 事	川 畑 育 美	宮崎市田野町甲7546番地2
理 事	古 瀬 拓	宮崎市田野町甲5029番地4
理 事	大 野 正 典	宮崎市田野町甲2035番地
監 事	長 友 文 孝	宮崎市清武町大字今泉甲4659番地
監 事	山ノ上 春 清	宮崎市田野町甲4687番地
監 事	國 部 裕 明	宮崎市田野町甲5582番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日之影土地改良区(日之影町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	戸 高 利 徳	西臼杵郡日之影町大字七折 11491番地
理 事	甲 斐 好 英	西臼杵郡日之影町大字七折 10049番地
理 事	甲 斐 正 志	西臼杵郡日之影町大字七折7854番地
理 事	甲 斐 功	西臼杵郡日之影町大字七折8091番地
理 事	中 山 増 男	西臼杵郡日之影町大字七折8948番地
理 事	富 士 本 好 秀	西臼杵郡日之影町大字七折9403番地2
理 事	甲 斐 久 義	西臼杵郡日之影町大字七折 10412番地

理事	甲田英生	西臼杵郡日之影町大字七折 12393番地	監事	桐木務	西臼杵郡日之影町大字七折 13638番地
理事	甲斐公明	西臼杵郡日之影町大字七折 12760番地2	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。</p> <p>令和元年7月11日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>(1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第15位(平成29年)の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。</p> <p>(2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>(3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。</p> <p>(4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。</p> <p>(5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。</p> <p>(6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。</p> <p>(7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。</p> <p>(8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。</p> <p>(9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制(法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。</p> <p>(10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。</p> <p>2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事</p>		
理事	高橋健	西臼杵郡日之影町大字七折 13665番地			
監事	工藤紀治	西臼杵郡日之影町大字七折9258番地1			
監事	藤本秀幸	西臼杵郡日之影町大字七折 14053番地			
(任期：令和5年5月29日まで)					
2 退任した役員					
役名	氏名	住所			
理事	大里敏夫	西臼杵郡日之影町大字七折9031番地口			
理事	戸高利徳	西臼杵郡日之影町大字七折 11491番地			
理事	伊東晃一	西臼杵郡日之影町大字七折7562番地			
理事	谷川勝	西臼杵郡日之影町大字七折8339番地			
理事	谷川和彦	西臼杵郡日之影町大字七折8809番地			
理事	杜若清文	西臼杵郡日之影町大字七折9591番地1			
理事	田崎喜吉	西臼杵郡日之影町大字七折 10454番地			
理事	甲田英生	西臼杵郡日之影町大字七折 12393番地			
理事	甲斐公明	西臼杵郡日之影町大字七折 12760番地2			
理事	藤本秀幸	西臼杵郡日之影町大字七折 14053番地			
監事	富士本邦房	西臼杵郡日之影町大字七折9538番地			

管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		平成30年	令和元年(平成31年)
	まさば及びごまさば	37,500トン	12,000トン
	まいわし	47,500トン	65,000トン
	まあじ	若干	若干

(注)「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から令和元年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。「令和元年(平成31年)」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		平成30年	令和元年(平成31年)
	まさば及びごまさば	36,464トン	11,680トン
	まいわし	47,177トン	64,578トン
	まあじ	若干	若干

(注)「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から令和元年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。「令和元年(平成31年)」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及

及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

(1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中にあって、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

(2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。

(3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。

(4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第5管理期間(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの(以下「小型魚」という。)	13.4トン	うち 1.5トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの(以下「大型魚」という。)	14.6トン	うち 1.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれがある著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	8.3トン	11.6トン
本県の定置漁業の割当量	3.6トン	1.5トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について

(1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。
なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当することとし、期間別の割当量が変更したときは、速やかに公表し、各漁業協同組合へ通知する。

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	8.3トン	3.6トン
(小型魚)	うち4月～6月	1.9トン
	7月～9月	1.3トン
	10月～12月	1.1トン
	1月～3月	4.0トン

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	11.6トン	1.5トン
(大型魚)	うち4月～9月	10.8トン
	10月～3月	0.8トン

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合(以下「所属漁業協同組合」という。)に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量(留保の数量を含む。)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等(小型魚及び大型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業(小型魚及び大型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 協定の締結について

県は、法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。

(5) 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速

やかに報告するものとする。

② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第2管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について
第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割(2.9トン)を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2～第5管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第2管理期間超過量合計	第3・第4管理期間期の差し引き済み数量	第5管理期間期の差し引き数量	第3管理期間の未消化数量による繰り上げ返済数量	第5管理期間の資源評価調査のための充当数量
24.6トン	5.4トン	2.9トン	1.4トン	0.2トン

表2 第5管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

	本県全体の差し引き数量	差し引き後の本県漁獲可能数量
第5管理期間(2019年)	2.9トン	11.8トン
第6管理期間(2020年)	2.9トン	11.8トン
第7管理期間(2021年)	2.9トン	11.8トン
第8管理期間(2022年)	2.9トン	11.8トン
第9管理期間(2023年)	2.9トン	11.8トン
第10管理期間(2024年)	2.9トン	11.8トン
第11管理期間(2025年)	1.8トン	12.9トン

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第10条関係)が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字蓼池字筆無 956番、957番	北諸県郡三股町蓼池 982番地1 ケイエイツー株式会社

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県庁本庁舎(本館(附属棟を含む。))及び1号館)で使用する電気 1,741,670 kWh
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和元年10月1日午前0時から令和2年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県庁本庁舎(本館(附属棟を含む。))及び1号館)
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号

郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和元年7月11日から令和元年7月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7018
- (2) 期間 令和元年7月11日から令和元年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当
- (2) 交付期間 令和元年7月11日から令和元年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当
- (2) 提出期限 令和元年8月20日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁本館2階総務部会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和元年8月21日午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Government's Main Building
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 20 August, 2019
- (3) Contact point for the notice: Assets Management Affairs

Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government 2 - 10 - 1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7018

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年7月11日

宮崎県総合農業試験場長 甲斐典男

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県総合農業試験場で使用する電気 2,050,000 kWh
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和元年10月1日午前0時から令和2年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県総合農業試験場
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和元年7月11日から令和元年7月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当 宮崎市佐土原町下那珂5805番地 郵便番号 880-0212 電話番号0985(73)2121
- (2) 期間 令和元年7月11日から令和元年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- (2) 交付期間 令和元年7月11日から令和元年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- (2) 提出期限 令和元年8月20日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理棟第1会議室 宮崎市佐土原町下那珂5805番地
- (2) 日時 令和元年8月21日午後1時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合農業試験場管理課総務担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 20 August, 2019
- (3) Contact point for the notice: Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute, 5805 Shimonaka, Sadowara town, Miyazaki City, 880-0212 Japan. TEL: 0985-73-2121

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県警察本部庁舎(附属棟を含む。)で使用する電気 3,507,300 kWh
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和元年10月1日午前0時から令和2年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県警察本部庁舎(附属棟を含む。)
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期限 令和元年7月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部施設設備課管財係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号880-8509 電話番号0985(31)0110
- (2) 期間 令和元年7月11日から令和元年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県警察本部警務部施設設備課管財係
- (2) 交付期間 令和元年7月11日から令和元年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部施設設備課管財係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号880-8509 電話番号0985(31)0110
- (2) 提出期限 令和元年8月20日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 日時 令和元年8月21日 午前10時50分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部警務部施設設備課管財係

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Police Headquarters.
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 20 August, 2019
- (3) Contact point for the notice: Facilities and Equipment Division, Police Administration Department, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509, Japan. TEL: 0985(31)0110

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年7月11日

県立宮崎病院長 菊池郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件及び予定使用電力量 県立宮崎病院で使用する電気

8,800,000 kWh

- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和元年10月1日午前0時から令和2年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
 - (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期限 令和元年8月1日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181
- (2) 期間 令和元年7月11日から令和元年8月21日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 県立宮崎病院総務課整備担当
- (2) 交付期間 令和元年7月11日から令和元年8月21日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181
- (2) 提出期限 令和元年8月21日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立宮崎病院3階会議室 宮崎市北高松町5番30号
- (2) 日時 令和元年8月22日 午後3時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 21 August, 2019
- (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki Prefecture, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年7月11日

県立延岡病院長 寺尾 公成

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件及び予定使用電力量 県立延岡病院で使用する電気 8,104,000 kWh
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和元年10月1日午前0時から令和2年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額

は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期限 令和元年7月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

(2) 期間 令和元年7月11日から令和元年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 県立延岡病院総務課整備担当

(2) 交付期間 令和元年7月11日から令和元年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

(2) 提出期限 令和元年8月20日 午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 県立延岡病院地域医療センター 延岡市新小路2丁目1番地10

(2) 日時 令和元年8月21日 午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 20 August, 2019

(3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkoji Nobeoka-City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年7月11日

県立日南病院長 峯 一 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物件及び予定使用電力量 県立日南病院で使用する電気 5,685,650 kWh

(2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間 令和元年10月1日午前0時から令和2年9月30日午後12時まで

(4) 供給場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号

(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は

、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期限 令和元年7月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987(23)3111
- (2) 期間 令和元年7月11日から令和元年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 交付期間 令和元年7月11日から令和元年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987(23)3111
- (2) 提出期限 令和元年8月20日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立日南病院第2会議室 日南市木山1丁目9番5号
- (2) 日時 令和元年8月21日 午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987(23)3111

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 20 August, 2019
- (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama Nichinan-City, Miyazaki Prefecture, 887-0013 Japan. TEL: 0987-23-3111

雑 報

令和元年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された令和元年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

令和元年7月11日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一照

1 試験期日

令和元年11月10日(日) 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

宮崎県立宮崎工業高等学校(宮崎市天満町9-1)

3 試験の科目及び方法

- (1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成

	31年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。	
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解	<p>ア 受験申込み画面への入力 顔写真の画像データ(高さ4:幅3の割合のもの)を用意した上で、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(https://gyosei-shiken.or.jp)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。</p> <p>なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(https://gyosei-shiken.or.jp)に掲載します。</p>
<p>(2) 試験の方法</p> <p>ア 試験は、筆記試験によって行います。</p> <p>イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。</p> <p>* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。</p> <p>4 受験手数料 7,000円 受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。 なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。 また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合等を除き、返還しません。</p> <p>5 受験手続</p> <p>(1) 郵送による受験申込み</p> <p>ア 受付期間 令和元年7月29日(月)から令和元年8月30日(金)まで</p> <p>イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課(東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階) 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。8月30日の消印があるものまで受け付けます。</p> <p>ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所についてはエを御覧ください。)</p> <p>エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所</p> <p>① 郵送配布</p> <p>(ア) 配布期間 令和元年7月29日(月)から令和元年8月23日(金)まで</p> <p>(イ) 配布方法 郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズ用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、次のあて先まで郵便で請求してください。ただし、8月23日必着のこと。 郵便番号 252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課</p> <p>② 窓口配布</p> <p>(ア) 配布期間 令和元年7月29日(月)から令和元年8月30日(金)まで</p> <p>(イ) 配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター、宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場 土曜日、日曜日及び国民の祝日は、配布しません。</p> <p>(2) インターネットによる受験申込み</p>		<p>イ 受付期間</p> <p>① 令和元年7月29日(月)午前9時から令和元年8月27日(火)午後5時まで インターネットによる受験申込みは、8月27日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。</p> <p>② 受付最終日(8月27日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。</p> <p>ウ 受験手数料の払込み</p> <p>① 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のもの)に限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。</p> <p>② 利用できるクレジットカード VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners</p> <p>③ 利用できるコンビニエンスストア セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア</p> <p>6 特例措置の実施 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。 なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み(「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」)をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。</p> <p>7 合格発表の日時及び方法</p> <p>(1) 日時 令和2年1月29日(水)午前9時</p> <p>(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。 なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。 また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(https://gyosei-shiken.or.jp)にも合格者の受験番号を掲載(掲載開始時間は、合格発表日の午前中)します。</p> <p>8 その他</p>

詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センター（電話：03-3263-7700）、宮崎県行政書士会（電話：0985-24-4356）又は宮崎県総務部市町村課（電話：0985-26-7116）にお問い合わせください。